

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第36号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後					改正前				
別表第1（第2条、第3条関係）					別表第1（第2条、第3条関係）				
組織		職		区分	組織		職		区分
略					略				
教育委員会事務局及び教育機関	略	略	略	略	教育委員会事務局及び教育機関	略	略	略	略
	教育機関	高等学校	校長（学級の数 が21以上である 学校、学級の数 が18以上であ り、かつ、課程 の数が2以上で ある学校又は寄 宿舎を置き、か つ、鳥取県特別 会計条例（平成 19年鳥取県条例 第9号）第2条 の規定に基づき 設置されている 鳥取県立学校 農業実習特別会 計による歳入及 び歳出を行って いる学校（以下 「特大規模高等 学校等」とい う。）の校長に	3種		教育機関	高等学校	鳥取東高等学 校、鳥取西高等 学校、八頭高等 学校、倉吉東高 等学校、倉吉農 業高等学校、米 子東高等学校及 び米子西高等学 校（以下「鳥取 東高等学校等」 という。）の校 長	3種

限る。)		
校長（学級の数 が9以上である 学校又は課程の 数が2以上であ る学校（特大規 模高等学校等を 除く。以下「大 規模高等学校」 という。）の校 長に限る。）	4種	
船長		
略		
校長 教頭（特大規模 高等学校等又は 大規模高等學校 の教頭（教頭の 職を占める職員 が2人以上ある 場合は、それら の者のうち学校 教育法（昭和22 年法律第26号） 第37条第8項後 段の規定により あらかじめ校長 が定めた順序が 第1順位とされ る教頭（以下 「第1教頭」と いう。）に限 る。）に限 る。）	5種	
略		
事務長 （人事 委員会 が承認 したも のに限 る。）	特大規模 高等学校 等の事務 長	3種
	大規模高 等學校の 事務長	4種
	特大規模 高等学校 等又は大	5種

校長（鳥取東高 等學校等の校長 を除く。）		4種
船長		4種
略		
教頭（人事委員 会が承認したも のに限る。）		5種
略		
事務長（鳥取東 高等学校等の事 務長のうち、人 事委員会が承認 したものに限 る。）		3種
事務長（人事委 員会が承認した ものに限る。）		4種

		規模高等 学校以外 の学校の 事務長				
特別支援 学校	校長（学級の数 が40以上である 学校の校長に限 る。）	3種		特別支援 学校	校長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	4種 （人事 委員会 が別に 承認し た場合 にあっては3 種）
	校長（学級の数 が12以上40未満 である学校又は 分校若しくは寄 宿舍を置く学校 の校長に限 る。）	4種				
	略					略
	校長 教頭（ <u>学級の数 が12以上である 学校又は分校若 しくは寄宿舍を 置く学校の教頭 （教頭の職を占 める職員が2人 以上ある場合 は、それらの者 のうち第1教頭 に限る。）</u> に限 る。）	5種			校長 教頭（ <u>人事委員 会が承認したも のに限る。）</u>	5種
	略				略	
	事務長 （人事 委員会 が承認 したも のに限 る。）	学級の数 が40以上 である学 校の事務 長	3種		事務長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	3種又 は4種
		学級の数 が12以上 40未満で ある学校 又は分校 若しくは 寄宿舍を 置く学校 の事務長	4種			
		学級の数	5種			

			が12未満であり、かつ、分校又は寄宿舎を置かない学校の事務長				
市町村立学校	中学校	校長（学級の数 が17以上である 学校の校長に限 る。）	3種	市町村立学校	中学校 小学校	校長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	4種 （人事 委員会 が別に 承認し た場合 にあっ ては3 種）
		校長（学級の数 が11以上17未満 である学校の校 長に限る。）	4種				
		副校長	特4種				
		校長 教頭（学級の数 が11以上である 学校の教頭に限 る。）	5種				
		教頭	7種				
	小学校	校長（学級の数 が20以上である 学校の校長に限 る。）	3種	副校長	特4種		
		校長（学級の数 が14以上20未満 である学校の校 長に限る。）	4種				
		校長 教頭（学級の数 が14以上である 学校の教頭に限 る。）	5種				
		教頭	7種				
	特別支援学校	校長（学級の数 が40以上である 学校の校長に限 る。）	3種	校長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	4種 （人事 委員会 が別に 承認し た場合 にあっ ては3		
校長（学級の数 が12以上40未満 である学校又は 分校若しくは寄		4種					

	宿舎を置く学校の校長に限る。)				種)
	略			略	
	校長 教頭(学級の数 が12以上である 学校又は分校若 しくは寄宿舎を 置く学校の教頭 に限る。)	5種		校長 教頭(人事委員 会が承認したも のに限る。)	5種
	略			略	
略			略		

第2条 管理職手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第3条関係)

給料表	職務の級	区分	管理職手当月額		
			再任用職員以外の職員	再任用職員	
行政職給料表	9級	1種	122,000円	105,700円	
	8級	2種	88,000円	74,700円	
	7級	2種	82,800円	68,200円	
		3種	66,300円	54,600円	
		4種	58,000円	47,700円	
	6級	3種	62,200円	48,100円	
		4種	54,500円	42,100円	
		5種	46,700円	36,000円	
	公安職給料表	9級	2種	89,600円	78,400円
8級		2種	85,100円	72,400円	
		3種	68,000円	57,800円	
7級		3種	66,900円	52,400円	
		4種	58,600円	45,900円	
教育職給料表(1)		4級	3種	68,100円	63,600円
	4種		59,600円	55,700円	
	5種		51,100円	47,800円	
	3級	3種	66,100円	51,800円	
		4種	57,800円	45,300円	
		特4種	50,400円	41,200円	
		5種	49,500円	38,800円	
		6種	48,700円	38,000円	
		7種	41,300円	32,400円	
	特2級	8種	34,000円	23,800円	
	2級	8種	32,500円	21,600円	
			3種	65,600円	62,100円

教育職給料表(2)	4級	4種	57,500円	54,300円
		5種	49,200円	46,600円
	3級	3種	64,000円	50,700円
		4種	56,100円	44,400円
		特4種	48,700円	40,300円
		5種	48,000円	38,100円
		6種	47,200円	37,300円
7種	40,100円	31,700円		
研究職給料表	5級	1種	121,000円	92,000円
		2種	96,800円	73,700円
	4級	2種	83,900円	62,300円
		3種	67,100円	49,900円
医療職給料表(1)	4級	1種	132,900円	111,800円
		2種	106,200円	89,500円
		3種	85,000円	71,600円
	3級	2種	99,200円	75,400円
		3種	79,300円	60,300円
医療職給料表(2)	7級	2種	82,000円	69,800円
		3種	65,600円	55,900円
	6級	3種	62,200円	49,300円
		4種	54,500円	43,100円
医療職給料表(3)	7級	2種	82,600円	70,900円
		3種	66,200円	56,800円
	6級	3種	64,900円	49,800円
		4種	56,800円	43,600円
		5種	48,700円	37,300円
海事職給料表	5級	4種	60,700円	46,700円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。